

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
- ・建築物の延べ面積が2,000 m²以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

平成30年6月29日	事業者から配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
7月4日	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
7月10日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
8月3日	・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
9月頃 (予定)	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
(以降)	・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） （環境影響評価手続の終了）